

川越市本庁舎空調設備改修工事及びその他工事設計業務委託
公募型プロポーザル実施要領

川越市 財政部 管財課

平成30年6月

1 趣旨

川越市役所本庁舎(以下「本庁舎」という)は、昭和47年に建設され、空調設備の不具合や水漏れ等の故障が頻繁に発生している状況です。

そこで、平成28年度に本庁舎空調設備老朽化調査を実施したところ、早急に空調設備の改修が必要であるとの結果を得ましたので、本庁舎の空調設備に係る各種調査、分析を行い最適な空調方式を選定するとともに、効率的に事業を進めるため、平成30年度5月に「川越市役所本庁舎空調設備改修基本計画」を策定しました。

この基本計画に基づき、空調設備の改修を行うためには、市民サービス、職員の執務、行政としての機能及び施設の機能を維持した状態で工事を行う、「居ながら工事」を行わなければなりません。

このようなことから、本設計業務委託において、発注者の要求事項及び諸条件を満足させ、さらに、工事期間中における来庁者及び職員への影響を最小限に留める設計を必要とするため、公募型プロポーザル(以下「プロポーザル」という。)により川越市本庁舎空調設備改修工事及びその他工事設計業務委託の事業者を選定するものです。

2 業務の概要

(1) 業務名称

川越市本庁舎空調設備改修工事及びその他工事設計業務委託

(2) 業務内容

「川越市本庁舎空調設備改修工事及びその他工事設計業務委託仕様書」による。

(3) 委託期間

契約締結日から平成31年3月11日(月)まで

(4) 予算額

30,000千円(消費税額及び地方消費税額含む。)

※ 本業務の契約締結に係る上限額である。

3 担当課

川越市 財政部 管財課 庁舎管理担当 (以下「管財課」という。)

所在地: 〒350-8601 川越市元町1丁目3番地1 本庁舎4階

電話: 049-224-8811(代表) 049-224-5633(直通)

メールアドレス: kanzai@city.kawagoe.saitama.jp

ホームページ URL: <http://www.city.kawagoe.saitama.jp/>

4 参加資格基準

このプロポーザルに参加しようとする者は、川越市契約規則を順守した上、次に掲げる条件をすべて満たすものとします。なお、複数の企業による共同参加は認めません。

- (1) 公告日現在において、川越市競争入札参加者の資格等に関する規程(平成6年告示第351号)に基づく平成29・30年度川越市競争入札参加資格者名簿に建設工事に係る設計・調査・測量の業種のうち建築設計に登載されており、かつ建設工事請負の業種のうち管工事・電気工事・建築一式工事に登載されていない者であること。
- (2) 建築士法の規定による一級建築士事務所登録を受けている者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (4) 本業務委託の公告の日から業務委託契約締結の日までの期間のいずれかの日においても、川越市建設工事等の契約に係る指名停止の措置要綱の規定に基づく指名停止期間中でないこと。
- (5) 川越市建設工事等暴力団排除措置要綱に基づく指名除外措置等を受けていないこと。
- (6) 契約後、当該委託に対応する管理技術者を川越市標準委託契約約款第11条に従い、配置できること。
- (7) 配置する管理技術者等は、公告日現在において、参加希望者と直接的かつ原則として3ヶ月以上の恒常的な雇用関係にあり、市が指定するそれを証する書類を管理技術者届に添付できる者であること。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。)でないこと。
- (9) 元請(共同企業体での実績を有する場合は、共同企業体の代表者としての実績に限る。)として、過去10年以内(平成20年4月1日から平成30年3月31日までの間。)に延べ面積5,000㎡以上の庁舎もしくは平成21年国土交通省告示第十五号別添二による類型四(業務施設)または類型十二(文化・交流・公益施設)の第1類または第2類の設備改修計画策定、設備改修設計(基本設計又は実施設計)、設備改修工事監理等のいずれかの業務を完了した実績を有する者であること。

なお、大規模改修設計の中に上記の要件が含まれる場合についても認めるものとします。

(10) この案件に参加する他の参加希望者との間に、次に示す関係がないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は子会社の一方が会社更生法第2条7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社(以下「更生会社等」という。)である場合を除く。

(ア) 親会社(会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合。

(イ) 親会社を同じく子会社同士の関係にある場合。

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

(ア) 一方に会社の取締役が、他方の会社の取締役を兼ねている場合。

(イ) 一方の会社の取締役が、他方の会社更生法第67条第1項または民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合。

ウ 組合関係

次に該当する2者の場合。

(ア) 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する中小企業等協同組合(以下「組合」という。)と当該組合の組合員の関係にある場合。

エ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

ア、イおよびウと同視し得る特定関係があると認められる場合。

※ (3)から(10)においては、公告日から契約締結日までの間に全ての条件を満たす者とする。

5 選考スケジュール

内 容	期 間 等
公募の開始・仕様書公開	平成30年 6月 5日(火) ※市ホームページにて提出書類のダウンロードができます。 ※書類等の直接配布は、管財課にて同日より開始します(土日を除く午前9時から午後5時まで)。
質問の受付	平成30年 6月 5日(火) から 平成30年 6月11日(月) 正午12時まで ※メール送信後、管財課に送信確認の電話をしてください。 ※質問の回答は、平成30年6月14日(木) までに市ホームページにて公開します。
参加申し込み	平成30年 6月 5日(火) 午前8時30分から 平成30年 6月18日(月) 午後5時15分まで(必着) ※管財課へ持参または郵送により提出。
ヒアリング審査 参加資格結果通知	平成30年 6月21日(木) まで
参考資料の閲覧	平成30年 6月21日(木) 午前8時30分から 平成30年 6月27日(水) 午後5時15分まで ※管財課へ閲覧日時を事前に連絡し、予約をしてください。
ヒアリング審査書類等 受付期間	平成30年 6月21日(木) 午前8時30分から 平成30年 7月 4日(水) 午後5時15分まで (土日を除く。郵送の場合は必着とします。) ※技術提案書は書類提出のほか、電子データを提出
ヒアリング審査	平成30年 7月 9日(月) を予定 ※諸事情により変更あり。
ヒアリング審査結果の通知	平成30年 7月 中旬(予定)
契約締結	平成30年 7月 下旬(予定)

6 参加申し込み

このプロポーザルに参加する意思がある場合は、以下のとおり書類を提出してください。提出がない場合、このプロポーザルへの参加は認められません。

(1) 受付期間

平成30年6月 5日(火) 午前8時30分から
平成30年6月18日(月) 午後5時15分まで

(2) 提出先

川越市 財政部 管財課

(3) 提出書類

- ア 参加表明書(様式1)
- イ 会社の業務実績(様式2-1)
- ウ 業務実績の概要・特徴(様式2-2)
- エ 担当技術者名簿及び業務分担表(様式3-1)
- オ 担当技術者名簿及び業務分担表(様式3-2)
- カ 資本関係・人的関係・組合関係調書(様式10)
- ※ 様式は「公募型プロポーザル様式集」による。

(4) 提出方法

持参または郵送(提出期限までに必着のこと。)

(5) ヒアリング審査参加資格

書類審査を行い、平成30年6月21日(木)までに、参加申し込みをしていただいた全ての事業者へ、審査結果を電子メールで通知します。

ヒアリング審査参加資格を有する事業者(以下、参加事業者)には、技術提案書等の提出をお願いします。

※ 電子メールは「参加表明書(様式1)」に記載されたメールアドレスへ通知します。記入漏れのないようお願いします。

※ 書類審査結果の上位5者までをヒアリング審査の参加対象者としてします。

7 質問の受付

このプロポーザルに関して質問がある場合は、「質問票(様式7)」を提出してください。

(1) 受付期間

平成30年6月5日(火)から平成30年6月11日(月) 正午12時まで

(2) 提出方法

「質問票(様式7)」に必要事項を記入し、電子メールに添付して「管財課」へ提出してください。また、電子メールの表題は「プロポーザル質問票(事業者名)」とし、メール送信後、「管財課」に送信確認の電話をしてください。

なお、電子メール以外での質問(電話での問い合わせ等)については回答いたしません。

(3) 回答

質問の回答は、平成30年6月14日(木)までに、市ホームページにて公開します。

(4) その他

電子メール以外での質問(電話での問い合わせ等)については回答いたしません。また、回答に関する異議等は一切受け付けません。

8 審査書類等の提出

参加事業者は、以下のとおり選考に必要な書類(以下、提出書類)を持参または郵送により提出してください。なお、技術提案は1者につき1つに限ります。

(1) 提出期間

平成30年6月21日(木)午前8時30分から

平成30年7月 4日(水)午後5時15分まで(土日を除く)

(2) 提出先

川越市 財政部 管財課

(3) 提出方法

持参または郵送(提出期限までに必着のこと。)

(4) 提出書類

ア 技術提案書(表紙)(様式4)

イ 設計業務実施体制(様式5)

ウ 業務工程(様式6)

エ 見積書(様式8)

オ 技術提案書(任意様式)

※ 様式は「公募型プロポーザル様式集」による。

(5) 提出部数

正1部・副10部の合計11部とする。

(押印が必要なものは正のみ押印し、副はその写しとする。)

(6) 提出書類注意事項

見積書は、税抜価格及び税込価格を記載し、見積りに係る詳細な内訳を添付し、押印したものを1部提出すること。

9 審査方法

本プロポーザルの審査は次に定めるところにより行う。

(1) 書類審査

「別紙1 審査書類等作成要領」による提出書類の内容により審査する。

(2) ヒアリング審査

ヒアリング審査は、提出された審査書類のうち、審査書類の記載内容及び技術提案説明会(以下「プレゼンテーション」という。)によって審査する。

ア 提案方法

提案は「別紙1 審査書類等作成要領」に基づき、各課題について、文章及び文章を補填するイラスト等で簡潔・明瞭に表現すること。

イ プレゼンテーション

(ア) 対象者

書類審査により参加資格を有すると認められた者を対象者とする。
なお、日時等の詳細は、改めて電子メールにて通知するものとする。

(イ) 実施予定日

平成30年7月 9日(月) ※諸事情により変更あり。

(ウ) 場所

川越市役所本庁舎内

(エ) 持ち時間(準備の時間は除く)

30分間(技術提案等の説明:20分 質疑応答:10分)

なお、開始時刻等については各者異なるため、詳細は後日通知する。

(オ) 使用機器等

電源、プロジェクター、スクリーンは管財課が準備する。

なお、パソコンを使用する場合は、提案者が準備のこと。

(カ) その他

- ・ プレゼンテーションは、設計業務実施体制(様式5)に、氏名が記載されたものを行うこと。
- ・ プレゼンテーションは非公開とする。
- ・ ヒアリング審査参加資格を有しない者は、プレゼンテーションを行うことができない。

10 優先交渉者の選定等

優先交渉者は、次に定めるところにより選定等を行う。

(1) 選定方法

ア 優先交渉者の選定にあたっては、審査委員会を設置し、同委員会が提出書類及びプレゼンテーションの内容を審査基準に基づき審査、採点し、最高得点の者を優先交渉者とする。

イ 採点の結果、最高得点と同点の者が複数いた場合には、見積価格の低い者を優先交渉者として選定する。

ウ 審査については非公開とし、審査委員会委員については事後に公開する。

(2) 審査基準

「別紙2 審査基準」による。

(3) 選定結果の通知

ア プレゼンテーションを行った者に、速やかに選定結果を通知する。

イ 次位得点獲得者については、その旨も合わせて通知する。

ウ 選定等に関する異議等は一切受け付けない。

(4) 契約

- ア 優先交渉者との契約は、随意契約の手続きにより行い、予算額とは別に予定価格を定めて見積り合わせを実施する。
- イ 優先交渉者は契約締結交渉にあたり、見積書及び納税証明等申請書兼証明書（共に市指定書式）を提出するものとする。
- ウ 優先交渉者に選定された者との契約締結交渉において、見積額等合意に至らなかった場合、または、失格事項に該当した場合は、選定により順位づけられた上位の者から順に契約交渉を行う。

(5) その他

- ア 選考結果については、川越市ホームページで公表する予定である。
- イ 審査の結果、市が意図する提案技術がなかった場合は、優先交渉者を選定しないものとする。

11 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 「参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限までに提出書類に不足があった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が予算額を超えている場合
- (5) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (6) 前各号に定めるもののほか、技術提案に当たり著しく信義に反する行為等、審査委員会委員長が失格であると認めた場合

12 参考資料の閲覧方法

参考資料の閲覧方法等は、次に定めるところによる。

(1) 閲覧方法

閲覧日時を担当課窓口、若しくは電話にて予約をし、閲覧できるものとする。

(2) 閲覧予約先

「3 担当課」参照。

(3) 閲覧日

平成30年6月21日(木)から平成30年6月27日(水)まで のうち、閲覧希望予約者順に指定した日時とする。また、予約者順に希望する日がある場合は希望日としますが、時間の指定は不可とします。

(4) 場所

川越市 財政部 管財課

(5) 参考資料

- ア 川越市役所本庁舎空調設備改修基本計画
- イ 平成28年度本庁舎空調設備老朽化調査報告書
- ウ 平成28年度ファンコイルユニット系統空調設備点検診断報告書
- エ 本庁舎各改修工事履歴図面

13 その他

- (1) 川越市と契約を締結する事業者は、予定した管理責任者等を配置するものとし、当該管理責任者等の交代については死亡、傷病、退職等のやむを得ない場合を除き、これを認めないものとする。
- (2) 技術提案書等の作成及び提出に要した経費は、すべて参加者の負担とする。
- (3) 提出された審査書類は返却しない。
- (4) 市は、技術提案書の内容及び手法については無断使用しない。
- (5) 提出された技術提案書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、公表その他市が必要と認める用途に用いる場合、契約候補者の技術提案書類の全部又は一部を将来にわたり無償で使用することができるものとする。
- (6) 市は、取得した個人情報について、当該評価に係る目的以外に使用しない。また、第三者に情報提供しない。
- (7) 市は、個人情報や提案者のノウハウに係る部分を除いて公表する場合がある。
- (8) 提出期限以降における技術提案書の追加、差し替え及び再提出は認めない。又、「担当技術者及び業務分担表(様式3-1)」及び「担当技術者及び業務分担表(様式3-2)」に記載した配置予定の管理責任者等は、原則として変更することはできない。
- (9) 業務委託契約時の予定価格は別途定める。
- (10) 参加表明した者が1者に満たない場合は、手続きを中止又は要件を変えて再募集する。
- (11) このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、川越市情報公開条例(平成8年条例第15号)に基づき提出書類の公開について判断する。
- (12) 参加申し込みの後に辞退する場合は、「辞退届(様式9)」を提出すること。